

広告の取扱いについて

医療法には、広告について、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も法又は告示により広告が可能とされた事項以外は、広告してはならない。」という、医業等に関する広告の制限があります。

そこで、「東京都脳卒中救急搬送体制」の開始にあたり、「東京都脳卒中急性期医療機関」であることの広告が可能となるよう手続きを行いました。

本日、3月4日から、下記の媒体を使つての広告が可能ですので、各医療機関それぞれのご判断で、行ってください。

＜広告に該当する媒体＞ ※本日から広告可能です
チラシ、パンフレット、ポスター、看板、新聞・雑誌等出版物、
Eメール・インターネットのバナー広告、説明会等で使用するスライド 等

＜該当しないもの＞ ※広告ではないので、自由にできます
院内掲示、院内で配布するパンフレット、ホームページ、学术论文、
新聞・雑誌での記事 等

【根拠規定】

- ・ 広告の制限について

医療法第6条の5第1項

- ・ 広告できる事項について

医療法第6条の5第1項第13号及び平成19年厚生労働省告示第108号「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」第4条第16号に掲げる「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」

⇒東京都公報（平成21年3月4日付）において告示



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 医療法に基づく医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に關して広告することができる事項として知事の定める事項……………二
- ………(福祉保健局医療政策部医療安全課)……………二
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の総重量の最高限度が最大二十五トンである道路の指定……………二
- ………(建設局道路管理部路政課)……………二
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………二
- ………(同)……………二
- 公有水面埋立ての免許出願(二件)……………二
- ………(港湾局離島港湾部管理課)……………二
- 公 告
- 地籍図及び地籍簿の作成……………四
- ………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
- 土地区画整理組合の理事の就任……………四
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………四
- 開発行為に關する工事完了……………四
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四
- 都市計画事業の施行……………五
- ………(建設局公園緑地部計画課)……………五

○都市計画事業の事業計画の変更……………(同)……………五

告示

●東京都告示第二百五十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定に基づき、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定に基づき、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十一年三月四日

東京都知事 石 原 慎太郎

商号	代表者氏名	主たる事務所所在地	免許証番号	免許年月日
株式会社 メガアン	代表取締役 石原 慎介	豊島区東池袋二丁目五十七番二一	(4)第七一一	平成十九年三月四日
株式会社 ドエルカ	代表取締役 斎藤 善右	豊島区池袋二丁目十二番一三	(3)第七五〇	同月二日
株式会社 フアイブ	代表取締役 衛門 〇一	豊島区池袋二丁目十二番一三	(3)第七五〇	同月二日
悠伸地所株式会社	代表取締役 大場 和幸	品川区上大崎二丁目十五番十五号	(2)第七七八	平成十六年十月十五日
株式会社 アイ・コ	代表取締役 河原 秀雄	品川区北品川五丁目五番十二号	(2)第七八九	平成十七年九月二十日

株式会社 ディ・アール・シ	代表取締役 森田 充門	立川市錦町一丁目二番十三号 中島ビル2F	(1)第八四四	同年五月十三日
有限会社 エスビー	代表取締役 和田 勝海	渋谷区東一丁目三十二番十二号	(1)第八四五	同年六月十七日
株式会社 エフ・ケイ	代表取締役 羽鳥 文雄	品川区旗の台五丁目二番五号	(1)第八四六	同年七月十五日
株式会社 レイ・ポリー	代表取締役 谷田 貝 秀	豊島区南池袋二丁目十番一	(1)第八五二	同年十一月二日
有限会社 ケイ・アイ	代表取締役 川田 淳二	豊島区南池袋二丁目十番一	(1)第八五二	同年十一月二日
株式会社 ライズ・アセット	代表取締役 川田 淳二	豊島区南池袋二丁目十番一	(1)第八五二	同年十一月二日
有限会社 ジャパン	代表取締役 谷邊 光昭	港区新橋五丁目二十二番三	(1)第八六三	同年八月十一日
株式会社 ウイング	代表取締役 谷邊 光昭	港区新橋五丁目二十二番三	(1)第八六三	同年八月十一日
株式会社 マンダラ	代表取締役 大田 一水	杉並区浜田山二丁目十番十四号	(1)第八六四	同年九月十五日
株式会社 ハウス	代表取締役 大田 一水	杉並区浜田山二丁目十番十四号	(1)第八六四	同年九月十五日

●東京都告示第二百五十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六条の五第一項第十三号の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産

師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができ得る事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第四条第十六号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができ得る事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成二十一年三月四日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都告示第百五十九号
車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条
第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に應じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。
平成二十一年三月四日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 平成二十一年四月一日

路線名	指定区間
東京浦安線	江東区南砂三丁目二十一番地先から江戸川区清新町一丁目五番地先まで
日比谷豊洲埠頭東雲町線	中央区晴海二丁目二十五番地先から江東区有明二丁目一番地先まで
新荒川葛西堤防線	江戸川区西葛西六丁目一番地先から江戸川区中葛西八丁目五百九十四番地先まで

●東京都告示第百六十号

車両制限令(昭和三十六年政令第百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。
平成二十一年三月四日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 路線名及び指定区間 別表のとおり
- 二 指定期日 平成二十一年四月一日
- 三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・二二メートル以上(又は横寸法〇・一一メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色

の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

別表

路線名	指定区間
言問橋南千住線	荒川区南千住二丁目八十四番地先から同区南千住三丁目十一番地先まで

●東京都告示第百六十一号

神津島港港湾区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、神津島港港湾管理者東京都の代表者である東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十一年三月四日

神津島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 石原 慎太郎

- 一 出願年月日 平成二十一年一月二十六日
- 二 出願人 名称 東京都